

所 属	健康福祉部 生活衛生課		
担当(係)名	食品指導担当	内線	2564

(款) 4 衛生費 (項) 3 公衆衛生費 (目) (2)食品衛生指導費
(明細書事業名) 食肉衛生指導費
B S E 全頭検査継続事業費

1 事業費 【財源内訳】 【主な用途】
873 一般財源 873 需用費 873 (検査キット購入費等)
(前年度 0)

2 背景・目的

B S E 検査費用は全額国庫補助の対象とされていたが、国は、平成 17 年 8 月に「20ヶ月齢以下の牛」を法的検査対象から除外し、検査費用についても平成 20 年 7 月をもって補助を打ち切ることとした。

しかし、昨年 9 月に実施した県民へのアンケート調査では、75%が全頭検査の継続を望んでいる。

このため、B S E 全頭検査を継続することにより、食肉の安全性を確保し、県民の不安の解消を図る。

【経緯】

H13.10 全頭検査の開始 (全額国庫補助による費用手当)

H14. 6 牛海綿状脳症対策特別措置法の制定

H17. 8 特措法施行規則が改正され、B S E 検査対象が 21ヶ月齢以上となった。

20ヶ月齢以下の牛の検査について、3年間(平成 20 年 7 月まで)国庫補助を継続

3 事業内容

平成 20 年 8 月以降、県独自で 20ヶ月齢以下の牛を検査し、B S E 全頭検査を継続する。

平成 18 年度の検査頭数は 24,749 頭で、うち 20ヶ月齢以下は 905 頭 (3.7%)

年 度	H 1 8	H 1 9 見込	H 2 0 見込
B S E 検査頭数(頭)	24,749	22,550	23,630
うち20ヶ月齢以下(%)	905(3.7)	902(4.0)	945(4.0)

【参考】

国庫補助事業 23,520 千円 (21ヶ月齢以上の検査キット購入費)

4 事業効果

国庫補助対象外の牛についても、県独自に検査を実施し、B S E 全頭検査を継続することにより食肉の安全性を確保し、県民の B S E に対する不安感解消に資する。